

みたけ

2006.10.15
No.83
議会だより



みたけ幼稚園児 鼓笛隊

主な内容

- ◆第3回定例会 2ページ
- ◆そこが知りたい（一般質問）..... 6ページ
- ◆第2回臨時会 17ページ
- ◆第3回臨時会 19ページ

平成18年第3回定例会

平成18年度地方交付税 (普通分) 大幅な減額

《前年度比 2億4,346万円(18.1%)減額》

平成十八年第三回定例会は九月五日に開会し、九月二十日までの十六日間を会期として開催しました。
提出案件は、教育委員会委員の選任同意をはじめ、御高町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、平成十七年度一般会計歳入歳出決算認定、平成十八年度一般会計補正予算、議員発議による岐阜県不正資金「裏金」問題に関する意見書など、計二十二件上程され、原案どおり可決しました。

託、中公民館耐震診断・屋根改修工事、伏見公民館耐震補強工事

その他に審議された補正予算

〔賛成全員で可決〕

補正予算

〔総務費〕

電源立地地域対策

▽平成十八年度一般会計補正予算

交付金事業基金費積立金、御嶽宿再生イベント需用費、ふれあいバス有料化に伴う需用費、地域情報化推進会議委員報酬

(第二号)

報酬費、有償ボランティア(水士里隊)人件費

〔賛成全員で可決〕

歳入歳出予算の総額から一億三千六百万円を減額し、予算の総額を五十五億五千六百二十九万七千円とするものです。

この補正予算の主な内容としては、町の税金などが増えたためそれに伴う交付税の減額です。

〔農林水産業費〕

▽平成十八年度老人保健特別会計補正予算(第二号)

イノシシ捕獲駆除

▽平成十八年度国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

丸山ダム資材運搬道路用地費、補償費

▽平成十八年度下水道特別会計補正予算(第一号)

自主防災組織への補助金

▽平成十八年度水道事業会計補正予算(第一号)

〔教育費〕

各小学校遊具の修繕料、御嵩小学校体育館耐震診断補強委

〔民生費〕

地域生活支援事業委託料、後期高齢者保険制度に向けた広域連合設立準備委員会負担金、顔戸保育所改修に伴う工事費、設計監理委託費

〔土木費〕

二十一号バイパス

〔消防費〕

丸山ダム資材運搬道路用地費、補償費

〔教育費〕

各小学校遊具の修繕料、御嵩小学校体育館耐震診断補強委

〔民生費〕

自主防災組織への補助金

〔教育費〕

各小学校遊具の修繕料、御嵩小学校体育館耐震診断補強委

〔土木費〕

平成18年度補正予算

（単位：千円）

会 計 名	補正前予算	補 正 額	補正後予算
一般会計（第2号）	5,692,327	△136,030	5,556,297
国保特別会計（第2号）	1,798,000	85,554	1,883,554
老人保健特別会計（第2号）	1,842,055	0	1,842,055
介護保険特別会計（第1号）	1,190,000	△33,336	1,156,664
下水道特別会計（第1号）	1,010,000	△27,084	982,916

（単位：千円）

水道事業会計（第1号）	既決予定額	補正予定額	計
（収益的収入）	493,000	0	493,000
（ 〃 支出）	517,000	0	517,000
（資本的収入）	134,000	△20,848	113,152
（ 〃 支出）	295,000	△44,800	250,200

※既決予算において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額161,000千円に23,952千円を減額補正し137,048千円とし、29,841千円を減債積立金、107,207千円を過年度損益勘定留保資金で補てんします。

諸般の報告

【議長報告】

▽教育基本法「改正」に慎重を期すよう求める意見書採択への陳情

▽現金出納検査報告（平成十八年五月分・六月分）

条 例

▽御嵩町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

〔賛成全員で可決〕

会社法の一部改正により、株式会社と有限会社の会社類型を一つの会社類型として統合されたことによる改正です。

▽御嵩町議会の議員その他非常勤の職員

の公務災害補償等に関する条例の一部改正

〔賛成全員で可決〕

障害者自立支援法の施行により、身体障害福祉法に規定されていた「身体障害者療護施設」が「障害者支援施設」に移行することに伴い地方公務員災害補償法が改正されたことによる一部改正です。

▽御嵩町福祉医療費

助成に関する条例の一部を改正する

条例の一部改正

〔賛成全員で可決〕

健康保険法の一部改正に伴い、御嵩町福祉医療費助成に関する条例の改正です。

▽御嵩町知的障害者通所授産施設設置

及び管理に関する条例の一部改正

〔賛成全員で可決〕

知的障害者通所授産施設は、知的障害者福祉法に基づいて設置と管理運営されてきましたが、今年四月にスタートした、障害者自立支援法に基づいて十月一日から設置と管理運営がされることによる改正です。

▽御嵩町国民健康保

険条例の一部改正

〔賛成全員で可決〕

健康保険法等の法律が一部改正され七十歳以上の高齢者自己負担割合の改正、同法により少子化対策として出産育児一時金の改正です。

▽消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
〔賛成全員で可決〕
 消防組織法が改正され、消防団の設置等に関する条例、消防団員等公務災害補償条例、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の条名の改正です。

▽岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部改正
〔賛成全員で可決〕
 岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体に変更が生じたことにより、関係する地方公共団体の議会の議決を必要とするものです。

決算認定

平成十七年度の一般会計及び各会計の歳入歳出決算認定は、所管の各常任委員会に審査を付託し、予算の執行状況について詳しく審査しました。その結果、すべての会計の決算は「認定すべきもの」と決定しました。各会計の決算額は次のとおりです。



決算書

平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区 分		歳入合計	歳出合計	差 引 額
会 計				
	一 般 会 計	5,771,138,500	5,578,731,983	192,406,517
	特 別 会 計	5,614,574,089	5,528,132,186	86,441,903
内 訳	国民健康保険特別会計	1,645,823,162	1,644,726,754	1,096,408
	老人保健特別会計	1,804,463,883	1,749,108,356	55,355,527
	介護保険特別会計	1,083,503,132	1,066,030,067	17,473,065
	下水道特別会計	1,080,783,912	1,068,267,009	12,516,903
	合 計	11,385,712,589	11,106,864,169	278,848,420

平成17年度水道事業会計決算表

(単位：円)

区 分	収入（事業収益）	支出（事業費用）	損益収支
損 益 計 算	499,365,228	462,888,628	36,476,600

※損益収支が36,476,600円の黒字となっていますが、その主な理由としては、経常経費の節減、年間有収水量の増加及び一般会計からの繰入金(3,000万円)が考えられます。

教育委員会委員に

渡邊 剛さんが就任

九月三十日で任期満了となる水野照夫さんの後任として、渡邊剛さんが任命され、議員全員の賛成により同意し、十月一日で就任されました。



(氏名)

渡邊 剛

(住所)

御嵩町御嵩
一七一九番地七

人権擁護委員に

伊左治 彪さんを推薦

十二月三十一日で任期満了となる木村吉孝さんの後任として、伊左治彪さんが議員全員の賛成により推薦されました。



(氏名)

伊左治 彪

(住所)

御嵩町中
九六八番地九

意見書

議員発議による、県の裏金問題の再発防止などを訴える意見書を全員一致で可決し、知事及び県議会議長に送付しました。

不正資金「裏金」問題に関する意見書

岐阜県の不正な経理による巨額な裏金問題は、県民の信頼を失う重大な問題である。

第三者による「プール資金問題検討委員会」での調査、検証によれば、問題を深刻化させた旧幹部の責任は極めて重く、現職職員に関しても、個々の態様に応じて、しかるべき処分が相当と報告され、再発防止に関する提言がなされている。

県及び県議会においては、早期に県民の信頼を回復すべく、調査委員会の設置等により徹底した原因究明と、責任の所在を明確にするとともに、返金は勿論、二度とこのような問題が起こらないための再発防止策を講ずることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 9月 8日

御 嵩 町 議 会

岐阜県知事 古 田 肇 様
岐阜県議会議長 白 橋 国 弘 様

平成18年 第3回定例会

そこが知りたい

一般
質問

一般質問は9月6日・8日に行われ、10名の議員が活発な質問をしました。

一般質問

1 早川 文人 議員 …… 7ページ

- 自治体トップアンケートへの回答は
- 御嵩町工業団地の将来計画について
- 行政側の対応について

2 岡本 隆子 議員 …… 8ページ

- 障害者自立支援法について
- 光ファイバーとケーブルテレビについて
- 「道の駅」建設計画と地産地消について

3 大沢 まり子 議員 …… 9ページ

- 出産育児一時金の支給方法について
- 医療費節減の一案について
- 住基カードの利用について

4 鍵谷 一 議員 …… 10ページ

- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動に関すること
- 「地域子ども教室推進事業に関すること

下地 せつ子 議員 …… 11ページ

- ### 5
- ゴミの問題について
 - 新生児のいる家庭にゴミ袋の無料支給について
 - くすり教育について

6 鈴木 元八 議員 …… 12ページ

- 指定管理者制度への対応、行政基準考え方について
- 町の財政再建について中長期的対応

7 谷口 鈴男 議員 …… 13ページ

- 行革プラン推進に関する諸問題について
- 住民の健康増進に係る施策の導入について

8 田中 幸雄 議員 …… 14ページ

- 公共緑地及び施設の管理について
- グリーンテクノの次なる計画について

9 梅原 勇 議員 …… 15ページ

- 新丸山ダム関係の県や国への働きかけは
- 指定管理者制導入には条例が必要と思うが

10 植松 康祐 議員 …… 16ページ

- 御嶽宿地域再生構想策定について
- 願興寺の保存と運営について
- 城郭遺構整備保存について

お詫びと訂正

議会だより第八十二号の七頁、早川議員一般質問下の答弁内容が重複しておりました。

重複部分

将来的に高齢者の体育施設、防災関連施設は必要と考えている。

議会の内容については、議事録・ビデオテープ（中山道みたけ館）・ホームページでご覧いただけます。

一般質問の問・答は議員の責任の下に掲載していますので、ご不明な点は、直接議員にお尋ね下さい。

議会報編集委員会

全国首長アンケートについて



早川 文人

の導入についてであった。質問は。

①町長はこのアンケートに回答されたか。

②回答された場合、アンケート「問」にお答え下さい。

答 【柳川 町長】

①回答した。

②(抜粋)
「問」平成の大合併に対する評価

〈答〉あまり評価しない。
「問 a」平成の大合併の取り組み

〈答〉周辺自治体と協議したが、まとまらなかった。

「問 b」今後の合併への取り組み

〈答〉合併の必要性も感じるが、具体的な検討はしていない。

〈問〉道州制の導入は〈答〉賛成理由・広域的な行政課題に

対応しやすくなる。

「町長はアンケート二十七の〈問〉に答えられたが、紙面枠上掲載できず。当アンケートは総合政策課にて閲覧可能」

問 みたけ工業団地の将来計画について

みたけ工業団地内に現在遊休地がある。この場所を工業団地の共同施設用地として確保したらどうかについて第二回

定例会一般質問で述べた共同施設用地の利用として、□組合

会館□購買施設□駐

車場等の設置が考えられる。質問は。

①みたけ工業団地企業と組織化についての協議内容は。

②みたけ工業団地内遊休地を共同施設用地として取得する考えは。

③町第四次総合計画の(住工分離の促進)における市街地からの工場移転に際し町の支援策は。

いて協議、年内に案ができる見通しと聞いている。組織化については、行政は脇から支える程度で当事者の自主的な判断に任せたいと考える。

②組合会館等の用地として共同施設用地の取得は当面考えていない。企業の費用負担を考えたれば町役場の一部を利用することも考えられる。

③工場誘致奨励金制度で工場移転の場合にも適用し対応する。

答 【柳川 町長】

①昨年十二月町から工業団地企業に組織化について打診の結果「みたけ工業団地連絡協議会」が発足。

この準備役員会がその後数回開催され、事業内容・規約・会費等につ

問 行政側の対応について

一般住民、自治会

長から町担当部署に口頭あるいは文書で要望・調査その他多数出されるが、担当部署からの回答が遅いと指摘されている。質問は。

①一般住民、自治会

長からの「問」に

対して、町はどのような対応をされているか。

答 【柳川 町長】

①職員にはつねづね「早い反応をしろ」と言っている。

答 【水野 参事】

③工場誘致奨励金制度で工場移転の場合にも適用し対応する。

問 行政側の対応について

一般住民、自治会

長から町担当部署に口頭あるいは文書で要望・調査その他多数出されるが、担当部署からの回答が遅いと指摘されている。質問は。

①一般住民、自治会

長からの「問」に

対して、町はどのような対応をされているか。

答 【柳川 町長】

①職員にはつねづね「早い反応をしろ」と言っている。

答 【竹内 参事】

①本年度から住民協働課まちづくり推進係が受付・回答など担当。積極的に対応している。

障害者の支援をいかに



岡本 隆子

問 障害者自立支援法について

この四月からの障害者自立支援法では、障害者の負担が増え全国的に大きな問題となっている。

①多くの市町村は軽減策を施行しているが、当町でも出来ないか。

②事業所も苦しい運営を強いられているが、行政としてどのように考えるか。

③地域生活支援事業の基盤整備をどのように行っていくか。

④障害者のホームヘルプサービスでは、障害者に対応できるように人材育成をしていたいただきたいが、いかがか。

答 【額 参事】

①利用者負担により、就労意欲の低下や経済的理由から外出する機会が減るなど社会参加を阻害する事等が懸念されるので、早期に助成制度を設けていきたい。

②その必要性が生じた場合に、事業・収支内容を精査し公平に対応しなければならぬと考えている。

③相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具の給付・移動支援

④各種の資格や障害者の介護に関する

問 光ファイバーとケーブルテレビについて

研修を受けたヘルパーを置き、事業の実施にあたっていと認識している。問題があれば調査する。

①工事費について最初の説明と違うが、NTTに対して町は抗議したのか。

②最近になって上之郷地区では今回は光は引けないと言っており、混乱を引き起こしているようであるが、それについて事実関係を把握しているか。

③上之郷地区の整備については、第二の水道問題にならないようNTTともしっかり詰めるべきではないか。

答

【梅田 助役】



NTT中継所(中地内)

④ケーブルテレビの情報提供はどのようになっているか。

⑤二〇一一年地上波デジタル対策をどのように考えているのか。

⑥二〇一一年までに上之郷地区を含めた全域の地上波デジタルとブロードバンド環境を整備する考えはあるか。

①説明会の折に無料と説明があつたのに、七月からの受付には一部工事費が必要との説明。町として抗議した。利用者の方に少しでも不利益にならないように交渉はしている。

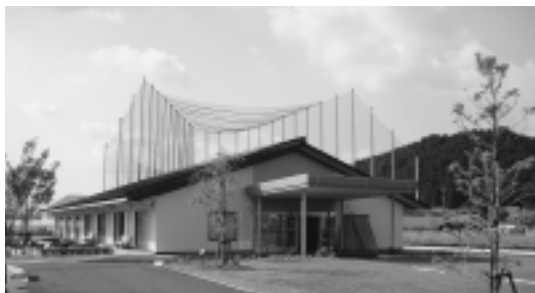
②混乱が生じているのは事実。NTTによく確認していただきたい。

③エリアは御嵩町全域を対象としている。只し開設ルートはNTTが決定し整備する。

④ケーブルテレビの説明会が予定されているのでその折に詳しく聞いて下さい。

⑤総務省も補助制度を新設し、来年度予算に盛り込む予定。それを待つて考えたい。

⑥確約はできない。



あゆみ館



大沢 まり子

出産時の家計負担を軽く

問 出産育児一時金は「受領委任払い制度」に改善せよ

この十月から「出産育児一時金」が、三十万円から三十五万円にアップされます。現在は、いったん病院の窓口で分娩費を払い、その後、役場へ申請して一、二ヵ月後に三十万円が戻る仕組みになっています。出産に伴う経済的負担を軽減するための改善策として、出産前に申請し不足分のみを医療機関に支払う「受領委任払い制度」が厚生労働省から打ち出されました。ぜひ、御嵩町でもこの「受領委任払い制度」を導入されるよう提案します。

答 【額額 参事】

可児市が導入するにあたって、可児医師会から「御嵩町はどうですか」との情報を得ており、住民サービスの観点からも、制度要綱を作成し、可児医師会と協議して、事務的に整い次第「受領委任払い制度」を導入していきたい。



問 医療費削減の一策として「ジェネリック医薬品」への理解と普及を進めてはどうか。

最近、テレビや新聞で「ジェネリック医薬品」のCMや広告を目にすることが多くなりました。

家計の負担を軽くし、医療財政の安定にも役立つとされているジェネリック医薬品ですが、まだまだ関心が低く普及も進んでいかないのが現状です。

新薬（先発医薬品）は、発売までに十年から二十年かかり、開発費用も数百億円と莫大なお金がかかるので特許で守られていて二十年から二十五年は開発メー

カーが独占的に製造でき、価格も高く設定されています。

この新薬に対し、特許期間が切れたあとに厚生労働省の承認を得て、同じ成分で製造されるのが後発医薬品、いわゆる「ジェネリック医薬品」と呼ばれるものです。同じ成分同じ薬効であっても開発費用が少ない分、価格は新薬の二割から八割に設定されています。

この四月からは処方箋が変わり、医師が認めれば「ジェネリック」に変更することが出来るようになります。このようにことから、国民皆保険制度の安定のために、また個人の医療費削減のために

答 【額額 参事】

も「ジェネリック医薬品」を処方していただくことへの働きかけ」さらには、ジェネリック医薬品の存在すら知らない町民の皆様に対し、情報提供の意味からも啓発と周知徹底に努めるべきと考えますが。

「ジェネリック医薬品」が普及しやすい環境を整えることは必要。町としても健康教育の上から「ジェネリック医薬品」の正しい理解について周知していくことは必要と考えています。



鍵谷 一

「早寝早起き朝ごはん」運動を

問

学習意欲や体力の低下と、食事や睡眠など生活習慣の乱れとの相関関係が指摘されていることを受けて文部科学省では来年度、新規事業として「子どものリズム向上プロジェクト」を展開する。それに呼応して二月より「早寝早起き朝ごはん」全国協議会発起人会が、四月にはPTA・経済界・識者・各種中広い団体代表により協議会が発足した。有馬朗人元文相を会長として既に五月から東京で小学生が「朝の職場体験」や取材活動などを始め、会としても子どもの生活リズム向上の為に「睡眠」

「栄養」「運動」に関する実践の普及・啓発活動にとり組み始めている。

①当町教育委員会はどんな事業を展開しているか。

②これまでの反応は

③今後の発展は：

答 **【加藤 参事】**

①これまでも生涯学習で、幼・小・中学生をもつ家族対象で御嵩町教育・夢プランの中でも具体的に提唱し実践してきました。例えば「一家族一実践」の中で特に「早寝早起き朝ごはん」の呼びかけ。又、PTA家庭教育・講演会を通じて・授業参観を通してなど。

②各家庭に於ける取り組みの途中なので次第に結果が出てくると思われる。

③生涯学習課、教育課、学校、給食センター、町保健センター、PTA、生活学校、婦人の会、食生活改善推進協議会等連携をとり鋭意推進したい。



楽しい給食時間

問

「地域子ども教室推進」事業はどの様に展開しているか。

答 **【加藤 参事】**

主として各公民館を中心に展開してもらっている。

四月以降、上之郷

「世代ふれあい事業」

御嵩「田んぼの学校」

中「鳴子踊り」伏見

「紙飛行機教室・草木染め・その他…」

を中心に多数の教室を展開。四月～七月を振り返ってみると、各教室共に保護者の参加も多く全体で九百名の参加のうち百八十一名が大人で、親子でふれあい…の成果であった。七月後半からは長期の夏休みがあり「地域子ども教室」

の事業「デイキャンプ」「映画会」なども開催され大変好評であったようです。

御嵩町公民館役員等研修会の中で出ました「地域子ども教室推進」にかかわる多数の貴重な、しかも具体的なご意見も今後一層計画―実施に反映されると思う。教育委員会としても推進に努力したい。

また、今後を見通し子どものみの対象とする事業に終わらず、広く世代のふれあいを進めたい。又、各種団体との連携の下に進め、多様なボランティア指導者を要請し発展をさせたい。

快適な生活できる環境を



下地 せつ子

問 ゴミの問題について

① 快適な生活環境を確保する条例について実行性はどの程度あるのか。

② 住民の苦情に対する解決はどの程度改善されたのか。

③ どのような取り組みをされているのか。

④ 今後の対応についての考えは。

答 【額瀨 参事】

① 町内のポイ捨てが特に多い地域は、自治会と協議して「環境美化重点地域」に指定することができ、「環境美化重点地域」で、

ポイ捨て行為を行わない、回収勧告に従わない場合は、行政罰である二万円以下の過料適用となる。

罰則の実効性は刑罰に比べ高く、自治会から現在まで適用例はない。

② 文書や口頭で注意や改善を行っている。不法投棄で原因者が判明した場合は、警察と連携し原因者に適正な処理をさせている。

③ 町内自動販売機設置事業者に対して分別回収を推進のためシール配布。

中学、高校を対象に「通学途中における空き缶等、ポイ捨て防止」のお願いチラシ配布。条例内容の説明会、可児川堤防道路の清掃作業。

ペットの放置ふんは「犬の散歩道、清掃ウォーキング」で自治会とタイアップし清掃活動を行っている。

④ 平成十九年二月十七日に可児川の清



犬の散歩道、清掃ウォーキング

掃を全町の四地区に拡大し実施する。

問 子育て支援として新生児のいる家庭に一才未満までゴミ袋の無料支給の取り組みについて

答 【額瀨 参事】

様々な子育て支援のニーズの中から施策として効果、必要性及び優先順位等を調査・検討する。

問 くすり教育について

小中学校では教えられてこなかった市販の薬の副作用など学校薬剤師が小中学校に出向き「出張授業」で薬の正しい使い方と乱用のちがいを理解し、子ども達も自分で体を守る



くすりの正しい使いかた

ことを覚えるため、小学校低学年から教える必要があると指摘されている。御嵩町の取り組みは。

答 【加藤 参事】

文部科学省の示す学習指導要領や県教育委員会の指導内容で示されていないので、町内の小中学校での授業では、特別対応はしていない。岐阜県内でも実施される場合は、教育関係機関等で十分協議したい。

町の指定管理者制度の対応は



鈴木元八

問

最近埼玉県で起きた児童のプール事故に関して、その事故責任の所在は行政側か指定管理者側か。今後こうした問題はクローズアップされる諸問題である。さて御嵩町でもすでに三施設が指定管理者にゆだねられているが、いずれも弱者施設がその対象となっており、安心・安全防災面等で大丈夫か。全てを民営化まる投げなど地方自治体は経費削減の目的でこうした方針を取る所が多いがこれで良いのか。

民間譲渡などについて
民営化、民間委託、民間譲渡などについて指定管理者制度の研究を推進してもらいたい。指定管理者制度の導入は、町が条例を定める所により調査の上、ある資格者(団体を含む)に資格を与えること、とある。町の責任として明確にした条文は作らないのか。

答

【梅田 助役】

現在町は、設置条例に指定管理者制度の必要な手続き条例として規定し、その他は施設ごとで規定する条例を新たに制定する方向で研究しています。又、ガイドライン等も作成し、安全、安心、そして事故対応に対する責任の所在などが

問

町の財政再建について

合併を選択しなかつた当町にとって財政問題は非常に苦しい状況となっております。新地方行政指針五カ年(平成十七〜平成二十一年)集中プランでは第二次七次地方制度調査会の答申をふまえて地方分権の推進、行政改革、自主的な財政力の確保など非常に厳しいものがあり、当町の収入・支出(平成十七〜平成二十一年)を十八年度事業ベースと比較してみると平成二十一年度は約一億五千万円程度の赤字が計上される見込である。(上記表)

答

【小栗 参事】

町長を始め執行部はこうした財政指数の中で町民のニーズに何でも答えてやろうとする事は不可能になって来た。予算立案、計画、実行までやるべき財政力評価を、おこたつて来たからではないのか。これからは、予算配分のあり方、不事業のあぶり出しなど十分視野において予算を計上すべきである。今後五年間の平均で経常経費約七十%、投資的経費約三十%では面的整備も公共施設も何も出来ない自治体になってしまふ。もう少し人件費の削減、議会人員の削減など共通する人件費の圧縮をすべきである。行政のプロである総務参事は今後五カ年の、中長期的な財政問題にどう取り組まれるのか問う。

一般会計年度別決算及び財政推計 単位：百万円

年度	17	18	19	20	21
収入	5,771	5,566	5,556	5,508	5,289
支出	5,579	5,513	5,548	5,494	5,435
差引	192	53	8	14	△146



谷口 鈴男

検証すべき改革プラン

問

改革は世の常であり停滞は許されない。国は「地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進」の取組として、改革大綱の策定及び推進を求め、平成十七年を起点として具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を公表し、これを受け、当町でも自立経営体質への転換を求め、新たに「自立の為の集中プラン」が策定され、自主財源の確保・定数管理の適正化・民間委託・行政組織の改革等につき事業推進が図られている。そこで当面する問題について問う。

① 定数管理で正職百五十人体制の根拠は。

② 出張所、公民館業務の改革に伴う管理権、決裁権の所在は。

③ 公立保育所の民営化の理念と方向性は。

答

【野村 参事】

① 合併を断念した時点の職員数を百八十七人の二割を削減した数。

② 従来どおり、住民協働課と生涯学習課が指揮監督を行う。

双方の連携を密にしたい。

③ 民間のもつ柔軟で効率的な経営により一時保育など保育サービスの拡充とコスト削減の

「二兎を追う」ことを考えている。

問 住民の健康増進に係る施策の導入について

医療と介護を分離し、医療保険の危機を回避しようとしたにもかかわらず、老人保健の給付は年々増加し老人医療制度の見直しが急務になっている今、病人を作り出さないことが大切である。健康はすべての人のかけがえない財産であり、生きがいのある生活をつづけることは、すべての人の願いでもある。

現在、県は保健所と協力し健康長寿財団を通じて「生涯健康と生きがいづくり」運動を展開し、明るく充実した活力ある

社会の実現を目指している。そこで伺う。

① 運動母体である可茂地域友の会との連携及び財政援助が必要ではないか。

答

【額瀨 参事】

健康づくり活動を拡大することにつきまして、行政として推進すべきことではありませんので、可茂地域友の会御嵩地区会長とお会いして、意見交換・情報交換の機会をもち連携を図っていききたいと思えます。

また、御嵩町長寿会連合会の加入団体数の現状については、ピーク時に三十七団体あったものが、平成十八年度には十二団体となっております。

このため町では長寿会に対して、今後どのような支援が必要であるか実態調査を実施しております。

また、退会された二十五団体につきましては、その後について

① 組織は存在しているのか

② 自主グループとして運営しているのか

③ 活動内容について
④ 運営経費等について調査していき

ます。

これらの調査結果に基づき、健康づくりという視点で平成十九年度当初予算に計上するなど配慮していきたいと考えております。

公共緑地及び施設の管理について



田中 幸雄

問
この度の質問のきっかけとなったのは千の井・真多羅線(国道二十一号長岡信号交差点～工業団地グリーンテクノ)の街路樹や、つじの植込みが八月の日照り続きによって大量に枯死するまで放置された事です。

御嵩町にとって街路樹や植込みのある唯一の町道だけに美しく管理し朝夕にグリーンテクノ等への通行者をなごませるものとしていきたいと考えているのであります。

その為に今までの計画の在り方その後の保全管理の在り方を考えて見るべきだと考えます。

問
グリーンテクノみたけ次なる計画について

答 【柳川 町長】
当面見送ることとしました。

答 【梅田 助役】
山林や、各施設にはそれぞれ管理主体があり、業者委託されているもの・地域住民、関係者の方が

今までは地元自治会やボランティアの皆さんの手によって除草・給水・施肥等が行われていたのですが急激な日照りの為に地元民も気が付いた時には枯れが進行していたのであります。地元関係者は誠に口惜しい思いをしています。

この度は町内教育施設、福祉施設、歴史文化保存事業、公園等、遊園地ビオトープなど環境保全施設等を視てまいりました。

①道路等人工構造物への植栽に樹種等選定に学習する必要がある。
②植えるには植えたが除草・施肥・給水が全く行われていない所がある。
③教育施設について

④木が枯れることに、何の感慨もなく生き物へのいっくしみが薄れている。
⑤自然とか里山保全とか緑多い環境の町を自認する御嵩町として自然緑地は大切であるが人工緑地の育成も大切である。

自主的にされているもの・施設管理者が自ら行っているものなどがあります。これをすべて、管理主体だけではありません。今回は、管理主体だけでは森林法による保安林とか私有地の問題もあるので開発には時間を要するし景気の動向も考えなければならぬとのことでありました。現在の経過について次のように答弁がありました。

は教委事務局、福祉施設なら福祉関係課で何れの担当課でどう管理保全してゆくか理解できていない。管理することに意識しないのではないのか。
三月定例会では既に事務方に命じて調査中とのことで六月定例会では森林法による保安林とか私有地の問題もあるので開発には時間を要するし景気の動向も考えなければならぬとのことでありました。現在の経過について次のように答弁がありました。



梅原 勇

産廃処分場計画地内の 資材運搬道の進捗状況は

問 県や国への働きかけは

小和沢地区に計画された産廃処分場計画等により、いろいろ紆余曲折があったが、平成十八年度中には国道二十一号線より綱木地区までの供用予定、十九年度中には、二十一号線より大久後トンネルまでの供用が可能となり、永年の懸案であった上之郷北部の生活道路の利便性が飛躍的に向上することが期待される。

しかし国策であるダム本体工事着工に向け不可欠な小和沢地区内の資材運搬道線の進捗が懸念されますが如何でしょうか。

答 【柳川 町長】

この小和沢地区の県道付替工事は平成十五年、県の「公共緊急地方道路整備計画」路線に、公式に指定された大事な道路と認識している。

当初新丸山ダム資材運搬道線は県道井尻、八百津線の拡幅、改良で計画されていたが、その後、寿和工業(株)の産廃処分場計画が浮上し寿和工業(株)がその道路計画を変更し迂回させるよう町や県に上申書を提出。その後現在のコースに変更された経緯がある。上申書には道路が処分場計画地を迂回するよう変更されれば、その道路計画には社会地の提供も含め

全面的に協力するところ。

小和沢地区の寿和工業(株)の土地買収が難航していると国土交通省新丸山ダム事務所から聞いているがダム嵩上げ工事は治水・利水等非常に大事な国家的事業と思っている。今後県や国には強く働きかけていく。

何れにしても産廃処分場計画と公共事業であるこの道路計画の両立は物理的に無理と思っている。

問 指定管理者指定制導入には条例が必要と思うが。

従来契約以上に、より慎重な審査が求められる指定管理者の選定・指定の手続をより透明性・公平性を保つためには条例の制定が必要だと思われるが、どのようなお考えか。

① 指定管理者の指定は行政処分、首長や議員等の兼業禁止規定が適用されないが。

② 指定管理者に改善指導等を行っても改善されない場合、また経営状況が悪化した場合、一定の要件のもとに取消事由が可能なか。

③ 選定の透明、公平性を保つために、選定委員会に民間の有識者の参加は。

④ 選定基準はどのようになっているのか。

⑤ 指定期間はどの程度と思われるか。

答 【梅田 助役】

条例制定かガイドラインか、今後慎重に検討していきます。

① 規定は適用されないが、公平性から必要と思っている。

② 取り消し、または全部・一部の停止を命ずることが出来る。

③ 選定前段階で専門家等の意見を聞く方が良いと思う。

④ 経営状況・事業実績・安全管理の方針・公共性への取り組み熱意、意識等。また、施設の効用を最大限に発揮し、経費の節減を計れる団体。

⑤ 三〜五年程度が良いと思います。



植松 康祐

古き良き時代を新しき時代に残す術は

我が町にある伝統遺跡・遺産が、時代と共に埋もれてしまうことを憂い、その保護を求め質問致します。

問 御嶽宿地域再生構想策定について

御嵩町に残されている有形無形の遺産遺跡をこの構想の中でどう位置付けして取組んでおられるか。又、町執行部は機構の立ち上げ、課題、委員の選考等、どのようなスタンスで取組む考えでしょうか。

答 【柳川 町長】

御嶽宿構想はソフト面人間中心の構想で行って来ました。

答 【田中 課長】

今ある町の宝ものを、利用活用して、町をにぎやかにする。町と住民が知恵をだしながらタウンミーティングして情報発信したい。策定会議の委員二十一名と公募の若手十八名で取組んでいます。

問 願興寺の保存と運営について

国指定重要文化財願興寺の老朽化は甚だしく、建造物全般の補修修理、宝物収蔵庫、拝謁形式のセキュリティ、二十四体の国定重要文化財の仏像等の維持管理が必要となっております。本寺は檀家も少なく個で守るのは困難と言われております。



願興寺

町としての対応はどうなっているのでしょうか。今以上に歴史的遺産の保護に努めるべきではないでしょうか。

答 【柳川 町長】

老朽化が甚だしく修理には膨大な費用を要し、町単位では無理なことですので国や県へお願いし、今打診中です。町でできる防犯カメラ、センサー、セキュリティ等の検討を指示しています。

答 【加藤 参事】

状況は把握しております。県へ提出する見積り書、計画書の作成等相談しております。個人負担金も高額で実現には至っておりません

問 城郭遺構整備保存について

顔戸城は堤、土塁を良好に残し、豪壮な空堀、館であったとされています。堀の一部の所有者が町へ寄付を申し出たように聞いておりますがどうなっているのでしょうか。又、県中世城郭総合調査報告後の取り組みは進んでいるのでしょうか。

答 【柳川 町長】

寄付の話はありましたが成立しませんでした。

答 【加藤 参事】

中世城郭として状態が良く保存に向けた対処が必要であるとされながらも、文化財の指定は所有者の申請もしくは同意が必要で無指定の場合、原則として所有者の保護管理と、なっております。



顔戸城址

平成18年第2回臨時会

第2回臨時会は7月26日に開会し、国民健康保険税条例の一部改正、児童館の設置及び管理に関する条例の制定、国民健康保険特別会計補正予算など、条例案件3件、予算案件2件、工事請負契約関係2件、町道認定廃止3件、計10件が審議され、すべて、原案どおり可決しました。

条 例

▽国民健康保険税条例の一部改正

〔全員賛成で可決〕

今回の条例改正は、本年八月の本算定に向けて、国保税の「資産割」を二〇%から一〇%に改正及び、総医療費の増加に伴い加入者の応分の負担となります。

値上げ率は、平均四人家族で約五・五%となります。

▽福祉医療費助成に関する条例の一部改正

〔全員賛成で可決〕

今回の条例改正は大きく分け三項目です。

①「父子家庭の父及び児童の福祉医療制度を拡充」

②「精神障害者を新たに福祉医療制度の助成対象とする」

③「入院時食事療養費標準負担額の助成を廃止」について改正され、いずれも十月一日から施行されます。

▽児童館の設置及び管理に関する条例の制定

〔全員賛成で可決〕

現在町内二箇所にある中児童館、伏見児童館を地方自治法の規定により、従来の委託方式から「指定管理者制度」に移行し、施設の管理運営を指定管理者が行うものです。

補正予算

▽平成十八年度国民

健康保険特別会計補正予算(第一号)

〔全員賛成で可決〕

歳入で、国民健康保険税の税率改正による税金、それに伴う基金からの繰入金、平成十七年度決算による繰越金、歳出では、医療費の増加による保険給付費の補正と、介護納付金については財源内訳の変更により、歳入歳出予算の総額に四千万円を増額し、十七億九千八百万円とするものです。

▽平成十八年度老人保健特別会計補正予算(第一号)

〔全員賛成で可決〕

平成十七年度決算により事業が確定しました。

歳入は、国・県の

支出金及び繰越金の精算による補正と、歳出については、平成十七年度の医療費適正化事業、支払基金還付金の支払に伴う補正です。

歳入歳出予算の総額に八千五百万円を増額し、十八億四千二百五万五千円とするものです。

その他の議案

▽町道の路線廃止

〔全員賛成で可決〕

二十一号バイパスの開通に伴い分断された町道の路線廃止です。

《町道伏見一四七号線》(上恵土字東田五九〇番一地先、上恵土字仙長一、二八一番一地先)日東製陶所北側。

▽町道の路線認定

〔全員賛成で可決〕

可児市行政区域内部分と二十一号バイパスにより路線廃止された路線の認定です。

《町道伏見二二四号線》(伏見字宮上七三四番三地先)可児市中恵土字東欠一、三〇九番二地先野崎・本郷地内

《町道伏見二二五号線》(上恵土字塚脇七七八番四地先)上恵土字塚脇八〇八番三地先)日東製陶所北側。

《町道伏見二二六号線》(上恵土字仙長一、二八一番一地先)上恵土字仙長一、二八一番一地先)日東製陶所北側。



可児市内にある町道

▽工事請負契約の締結

〔全員賛成で可決〕

《契約の目的》

中地区面整備(第十八工区)工事

《契約の方法》

一般競争入札

《契約金額》

六千六百六十七万

五千円

《契約の相手方》

御嵩町比衣

四三三番地

(株)御嵩重機建設

代表取締役

吉田廣美



下水整備される大庭地内(中地内)

諸般の報告

【議長報告】

▽中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求めめる陳情書

【町長報告】

▽専決処分報告(損害賠償の額) 一件



下水整備される山田地内(伏見地内)

▽工事請負契約の締結

〔全員賛成で可決〕

《契約の目的》

伏見地区面整備(第十五工区)工事

《契約の方法》

一般競争入札

《契約金額》

一億一千五百五十万円

《契約の相手方》

御嵩町中

二五一〇番地一

(株)瀨瀬建設

代表取締役

瀨瀬益裕

平成18年第3回臨時会

児童館の管理を 委託制度から 指定管理者制度へ



指定管理者により管理運営業務が行われる中児童館

平成十八年第三回臨時会は八月二十四日に開会し、提出案件は、老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正、児童館の指定管理者の指定についての二件が上程され、原案どおり可決しました。

〔賛成多数で可決〕
平成十五年六月に地方自治法が改正され、公の施設の管理については、それまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行され、その経過措置期間が平成十八年九月一日を持って満了します。今回の条例改正は、自治



社会福祉協議会（きらり館）

〔賛成多数で可決〕
指定管理者の指定は、御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の規定により次の法人の指定がされました。
指定管理者団体
社会福祉法人
御嵩町社会福祉協議会

条例

▽御嵩町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正

▽御嵩町児童館の指定管理者の決定
〔賛成多数で可決〕

法改正に合わせて、管理委託制度を定めた条文を条例から削除するものです。

研修レポート [議員全員研修]

- 研修場所：富山市
- 研修期日：平成18年7月10・11日
- 研修内容：『保育所の民営化』『富山型デイサービス』『長期滞在型体験農園』

保育所の民営化

御嵩町では行財政改革の一環として、保育所の民営化という問題に直面している。

そこですでに七十カ所以上ある市立保育所のうち九カ所を民営化し、十九年度三カ所を予定している富山市を視察した。

民営化の目的は市民にとって利用しやすい保育所づくりを図り、希望にあった保育内容を選択できるよう、地域ニーズ等に応えるためである。

民営化にあたり、事前に各種協議会等を設置して十分な協議を行っており、保護者とも懇談が十分行われているように感じた。また、引き

受け法人に対し事業補助金、職員派遣制度などの援助が行われており、不安要素をなくす配慮がなされていると感じた。



富山市役所にて

富山型デイサービス

富山型サービスは平成五年富山赤十字病院を退職した三人の看護師さんが開所した「デイケアハウ

スこのゆびとーまれ」から始まった。特徴は高齢者・身体障害者・知的障害者・心身障害児が同じ施設で同時サービスを受けられることである。

平成十五年に「富山型デイサービス推進特区」が認定された。障害者施策の拡充を図り、高齢者、障害児、児童がひとつ屋根の下で暮らせる共生社会の実現を目指す。

御嵩町でも今後共生社会の実現を目指していきたい。

長期滞在型体験農園

富山市は四月、新規就農や定住希望、農業・山村生活に関心を持つ都市住民な

どを対象にした長期滞在型の体験農園施設「白山峰山麓クラインガルテン」を八尾町の中心部から車で一時間ほどの中山間地である大長谷地区にオープンさせた。

かつては飛騨街道の藩所として交通の要所であったが、今は人口八十五人ほどで過疎化が進んでいる。都市住民に野菜作りなど農山村の暮らしを体験してもら

い、地区での新規規定の促進、地域農業の振興・活性化をねらいとしている。

当町では有休農地の利用をどうするか が課題である。



体験農園施設

編集後記

あの暑かった真夏の日々が嘘のように過ぎやすくなりました。議会報編集委員会では、定例会後できるだけ早く皆様にご覧いただくために、日程をやりくりして、校正を重ね翌月の十五日発行のために努力をしています。

よくご覧頂ければ幸いです。(T・O)